

仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名称

令和8年度大阪IR広報企画運営業務

(2) 目的

大阪府・大阪市（以下「府・市」という。）は、IR（統合型リゾート）を核とした新たな国際観光拠点の形成をめざし、大阪・夢洲でのIRの実現に向けて取り組んでおり、令和5年4月に国から区域整備計画の認定を受け、同年9月にIR事業者と実施協定等を締結、令和7年4月にはIR事業者において建設工事に着手している。

IRの推進は、府・市における最重要施策の一つであるとともに、注目度の高い事業でもあるため、IR事業者との適切な役割分担のもと、IRの実現に向けて、大阪IRの意義や効果、懸念事項への対策等について、継続的かつ積極的な情報発信を行い、府民・市民の理解を深めていくことが重要である。

なお、府・市は、これまで説明会やビジネスセミナー、大学等への出前講座のほか、パンフレットの配架やポスターの掲出など、様々な広報媒体を通じて、広く大阪IRへの興味・関心を喚起し、より詳細な情報が掲載された特設サイトに誘導することなどにより、府民・市民の理解促進に取り組んできたところである。

本業務は、府・市がIRの実現に向けた理解促進に取り組むにあたり、引き続き民間の専門的なノウハウも活用することにより、その効果を最大化し、戦略的・効率的に広く情報発信を行うことで、大阪IRについての認知の裾野を広げ、府民・市民の理解を深めていくことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水曜日）まで

2. 業務内容

大阪IRの特設サイト (<https://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu220/osakair/>) やIR推進局のホームページ (<https://www.pref.osaka.lg.jp/o080020/irs-suishin/osakair/>) 等により、大阪IRの意義や効果、懸念事項への対策、その他IRの推進にかかる府・市の考え方を十分に理解した上で、本業務内での連携や効率化を図るなど、業務全体で効果を最大化できるよう、戦略的に各業務を実施すること。

(1) 広報業務

本業務は、府民・市民に対する一方的な情報発信ではなく、各広報媒体を通じて広く大阪IRへの興味・関心を喚起し、より詳細な情報が掲載された特設サイトに誘導することなど

により、府民・市民の理解を深めていくことを目的とした広報であることを念頭において実施すること。

各広報の実施にあたっては、最も多くの府民・市民の目に触れ、広く大阪IRへの興味・関心を喚起できるよう、最適なターゲティングを行った上で、それぞれの実施手法等を創意工夫すること。

また、各広報物については、本業務の目的に照らし、不適切と考えられる媒体や場所などで放映・掲出等されないようにすること。

① 交通広告の実施

交通広告については、より多くの府民・市民の目に触れることにより、広く大阪IRへの興味・関心を喚起し、より詳細な情報が掲載された特設サイトに誘導することなどを目的としていることを踏まえ、以下のとおり実施すること。

- 大阪府内の主要駅等においてポスターやデジタルサイネージによる広報を実施するとともに、大阪府内で運行するタクシー等の車内において広報動画を放映するなど、広く一般に訴求力のある広報を実施すること。

なお、実施時期については、その効果を最大化するため、年度内で複数回に分けることや、各交通広告を異なる時期に実施することも可能とする。

- 交通広告の実施にあたり、発注者から実施する手法や媒体、場所、時期、期間等の変更指示があった場合は対応すること。

- 交通広告で使用するポスターやデジタルサイネージ用素材、動画等の広報物については、2. (1) ②のとおり作成すること。

ただし、発注者が別途指示した場合は、その際に提供される広報物のデータを活用すること。

- 上記によりデータを提供されたポスターの印刷や納品を含め、広報物の掲出・放映等、交通広告に付随するすべての業務を実施することとし、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。

- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
交通広告を実施する手法、媒体、場所、時期、期間、費用等の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・上記目的等を踏まえ、以下A～Cの交通広告について、それぞれ実施する手法や媒体、場所、時期、期間、費用の見込みとその内訳等の概要について、具体的かつ客観的な根拠や考え方を示した上で提案すること。 A. 大阪府内の主要駅等におけるポスターの掲出やデジタルサイネージの放映（15秒程度を想定） B. 大阪府内で運行するタクシーの車内における広報動画の放映（30秒程度を想定） C. A及びB以外に効果があると考えられる広報媒体（鉄道やバス等の車内広告、ラッピング広告等）や実施手法（主要駅等における集中型の広

	<p>報、いわゆるジャック広告等)があれば提案すること。</p> <p>なお、当該提案を実施するか否かについては、本業務の契約締結にあたり別途協議するものとする。</p>
--	---

② 交通広告で使用する広報物の作成

本広報物については、2. (1) ①の交通広告で使用するため、その目的や実施手法等を踏まえ、効果を最大化できると考えられるものを、以下のとおり作成すること。

- 本広報物の作成にあたっては、発注者に適宜確認を求め、修正指示に対応すること。
- 以下A及びBを含む広報物の作成に付随するすべての業務を実施することとし、画像、動画、音源等の作成・購入等、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。

A. 交通広告で使用するポスター及びデジタルサイネージ用素材の作成

- ・本ポスターについては、2. (1) ①の目的を踏まえ、大阪府内の主要駅等に掲出した際に、最も効果的であると考えられるデザインを作成し、各掲出場所の規格に応じて必要部数を印刷した上で、各駅の納品期限までに折り目がつかないよう直接納品すること。

なお、掲出中のポスターが万が一破損等した場合は、受注者が代替分を直接納品するなどの対応を行うこととし、印刷部数については、その際に必要となる部数も見込んだ上で積算すること。

- ・本ポスターの校了後は、色校正を必要に応じて2回程度行うことを想定しているが、当該回数については、発注者の指示により増減するものとする。
- ・本ポスターについては、発注者において、府・市の関連施設等で掲出することも想定しているため、上記とは別に、同デザインのB2ポスター400枚程度(予定)を耐久性のある紙に変色しにくいよう印刷し、発注者が別途指定する場所に納品すること。

なお、当該納品にあたっての折り加工や梱包等については、発注者が別途指示するものとする。

- ・本デジタルサイネージ用素材については、デジタルサイネージの規格や特性等も踏まえ、静止画又は動画により、上記ポスターと親和性のあるデザインのものを作成した上で、そのデータを各駅の入稿期限までに直接入稿すること。
- ・本デジタルサイネージ用素材については、府・市の関連施設等での使用も想定しているため、発注者があらゆる媒体等において期間の制限なく無償で使用できるものとし、発注者が別途指示するファイル形式で納品すること。

B. 交通広告で使用する広報動画の作成

- ・本動画については、2. (1) ①の目的や当該媒体の特性、タクシーの利用者層等を踏まえ、最も効果的であると考えられる内容・構成のものを、最適な規格(縦横比・解像度・長さなど)で作成し、当該媒体の入稿期限までに直接入稿すること。

- ・本動画の作成にあたっては、動画の内容や構成等が分かる絵コンテを作成し、発注者の承諾を得た上で、必要に応じて、映像素材の撮影に着手すること。
なお、撮影場所や出演者等に関する交渉・許認可を含む、撮影に付随するすべての業務を実施することとし、使用料・出演料・交通費等、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。
- ・本動画の編集にあたっては、発注者に適宜確認を求め、修正指示に対応すること。
- ・本動画については、音声によるナレーションに加え、同内容のテロップを挿入するなど、目や耳に障がいを持たれた方へのアクセシビリティに配慮した内容とすること。
- ・本動画については、大阪府の公式YouTube等での配信も想定しているため、発注者があらゆる手段や媒体等において期間の制限なく無償で使用（放映、配信、掲載等）できるものとし、発注者が別途指示するファイル形式・解像度で納品すること。

○ 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
ポスター及びデジタルサイネージ用素材のデザイン案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1) ①及び②の目的や実施手法等を踏まえ、最も効果的であると考えられるデザイン案を作成し、そのコンセプトや費用の見込みを含め提示すること。 ・ デジタルサイネージ用素材を動画で作成する場合は、その内容や構成、長さなどが分かる絵コンテを提示すること。 なお、動画の長さについては、15秒程度を想定している。 <p>※本業務の契約締結後、提案書において提示されたデザイン案や絵コンテがそのまま採用されるものではなく、内容や構成等の変更・差替えなどがある。</p>
広報動画の絵コンテ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1) ①及び②の目的や実施手法等を踏まえ、最も効果的であると考えられる動画の内容や構成、長さなどが分かるよう、絵コンテを作成し、そのコンセプトや費用の見込みを含め提示すること。 なお、動画の長さについては、30秒程度を想定している。 ・ 絵コンテの作成にあたっては、2. (1) ①の提案内容Bにおいて放映することを踏まえ、当該媒体の規格（放映可能な動画の長さや画面サイズ等）の中で、視聴した方の興味・関心を広く喚起し、特設サイトに誘導できるように創意工夫すること。
その他の広報物の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (1) ①の提案内容Cにおいて、上記を除く広報物を使用する場合は、その概要について、コンセプトや費用の見込みを含め提示すること。 なお、当該広報物を作成するか否かについては、本業務の契約締結にあたり別途協議するものとする。
過去実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去に作成した同種の広報物（ポスター、デジタルサイネージ用素材、広

	<p>報動画等)がある場合は、それぞれ内容のほか、効果が分かるものがあれば提示すること。</p> <p>ただし、過年度の大阪IR広報企画運営業務で作成したものは除くものとする。</p>
--	--

③ パンフレット等の作成

A. パンフレットの作成

パンフレットについては、令和7年3月に作成したパンフレット（データは別途提供する。）をもとに、大阪IRのイメージパスや掲載内容の一部を変更し、デザインやレイアウト等を施すことを想定しているが、インターネット等での情報収集が困難な方も含め、直接手に取って読まれた方の理解を深めていくことが目的であることを踏まえ、手に取りやすく読みやすいものを、以下のとおり作成すること。

- パンフレットの作成にあたっては、本業務の契約締結後に発注者が提供する掲載内容に基づき、配色・フォント・画像等のデザインやレイアウトを施した原稿を作成し、以下のとおり印刷したものを、発注者が別途指定する場所に納品（契約締結から2か月以内を想定。）すること。
 - ・規格：A4仕上がり・縦向き・中綴じ8P
 - ・印刷：両面フルカラー・オフセット
 - ・紙質：コート紙（厚さ：110K）
 - ・部数：15,000部
- パンフレットの掲載内容については、本業務の契約締結後にWord等のデータで提供するものとするが、原稿の作成にあたり文言や画像等の変更・差替えなどが生じることがある。
- 原稿の作成にあたっては、発注者に適宜確認を求め、修正指示に対応するとともに、受注者においても、誤字脱字や表記ゆれなどがいないか随時確認すること。
- パンフレットの校了後は、色校正を2回程度行うことを想定しているが、必要に応じて、当該回数が増減や原稿の修正等が生じることがある。

B. 展示用パネルの作成

Aのパンフレットの最終稿をもとに、必要に応じて一部修正等を加え、以下のとおり展示用パネルを作成し、破損等しないよう梱包した上で、パンフレットの納品に合わせて、発注者が別途指定する場所に納品すること。

- ・規格：A2仕上がり・縦向き（パンフレットの紙面構成が見開きの頁については、A1仕上がり・横向きとなる場合がある）
- ・印刷：片面フルカラー
- ・紙質：光沢紙
- ・厚さ：7mm（スチレンボード）
- ・加工：ラミネート、パネル加工、アルミフレーム（シルバー）

- ・枚数：7枚程度

C. 共通事項

原稿の作成や画像の作成・購入、校正・色校正、印刷・納品等、パンフレット及び展示パネルの作成に付随するすべての業務を実施することとし、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。

なお、提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
パンフレットの表紙及び紙面のデザイン案	<ul style="list-style-type: none"> ・上記目的を踏まえ、別紙「パンフレットの掲載内容」を用いて、表紙及び1ページ目のデザイン案を作成し、そのコンセプトや費用の見込みを含め提示すること。 ・表紙については、府・市の関連施設等において、2. (1) ②のAで作成したポスターを掲出しながら配架することも想定されることから、親和性のあるデザイン案を提示すること。 <p>※本業務の契約締結後、提案書において提示されたデザイン案がそのまま採用されるものではなく、紙面の構成や文言、画像等の変更・差替えなどが生じることがある。</p>
過去実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に作成した同種の広報物がある場合は、その内容のほか、効果が分かるものがあれば提示すること。 <p>ただし、過年度の大阪IR広報企画運営業務で作成したものは除くものとする。</p>

④ インターネット広告の配信

インターネット広告については、各媒体において配信するバナー広告により、若年層を中心に幅広く大阪IRへの興味・関心を喚起し、より詳細な情報が掲載された特設サイトに誘導することが目的であることを踏まえ、より効果的かつ効率的であると考えられる配信媒体や時期等の配信シミュレーション（掲載量やクリック数等の想定）を行った上で、以下のとおり配信すること。

- 配信時期については、その効果を最大化するため、年度内で複数回に分けることや、各媒体で異なる時期に配信することも可能とする。
- 配信手法については、Google、Yahoo!等の複数の媒体におけるバナー広告を想定しており、トゥルービュー広告（YouTube等での動画広告）は実施しないものとする。
なお、発注者から配信媒体や時期等の変更指示があった場合は対応すること。
- 配信セグメントについては、20歳未満の者はカジノ施設への入場が禁止されていることを踏まえ、大阪府内の20歳以上の方を対象とするとともに、配信媒体の特性や利用者層等を踏まえ、媒体ごとに最も効果的であると考えられるセグメントを設定すること。
- 配信開始後は、各媒体の掲載量やクリック数等の情報を適宜報告するとともに、あら

かじめシミュレーションした想定値に達しないと見込まれる場合は、発注者と協議した上で、配信期間やセグメントを変更するなどの改善策を講じること。

- 配信終了後は、各媒体の掲載量やクリック数のほか、閲覧した方の年齢層等の属性情報を報告すること。
- インターネット広告で配信するバナーについては、上記目的や各媒体の規格・特性・利用者層等を踏まえ、最も効果的であると考えられるデザインのものを作成し、そのデータを各媒体の入稿期限までに直接入稿すること。
- 本バナーの作成にあたっては、発注者に適宜確認を求め、修正指示に対応すること。
- 本バナーの作成や各媒体の配信シミュレーション等、インターネット広告の配信に付随するすべての業務を実施することとし、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。
- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
配信媒体、想定シミュレーション等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記目的や各媒体の特性・利用者層等を踏まえ、より効果的かつ効率的であると考えられる配信媒体の組み合わせや各媒体の費用按分について、具体的かつ客観的な根拠や考え方を示した上で提案すること。 ・上記の費用按分を踏まえ、配信媒体ごとに掲載量やクリック数等をシミュレーションしたものを、それらの合計値と合わせて提示すること。
配信時期・期間	<ul style="list-style-type: none"> ・上記目的や各媒体の特性等を踏まえ、より効果的かつ効率的であると考えられる配信時期や期間について、具体的かつ客観的な根拠や考え方を示した上で提案すること。

⑤ 特設サイトの改修

- 特設サイトについては、大阪 I R に興味・関心を持って訪れた方の理解を深めていくためのランディングページとして位置付けていることを踏まえ、I R 事業の進捗に応じて年 4 回程度、発注者の指示のもと、文言の修正、項目の追加、画像・動画の差替えなどの改修を行った特設サイトのデータ一式を、I R 推進局に納品すること。
なお、最新の特設サイトのデータ一式については、本業務の契約締結後に提供するものとする。
- 特設サイトの改修にあたっては、発注者に適宜確認を求め、修正指示に対応するとともに、受注者においても、誤字脱字や表記ゆれなどがいないか随時確認すること。
- 当該画像、動画、音源等の作成・購入等、特設サイトの改修に付随するすべての業務を実施することとし、当該業務にかかる費用はすべて委託金額に含むものとする。

⑥ 提案事業者においてより効果が高いと考えられる広報

- 2. (1) ①～⑤以外に提案事業者が独自の創意工夫を発揮し、アピールできる広報について、広報業務全体での効果の最大化や予算配分等も十分に考慮した上で提案す

ること。

なお、当該広報を実施するか否かについては、本業務の契約締結にあたり別途協議するものとするが、本業務内で実施する場合にかかる費用については、すべて委託金額に含むものとする。

- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
広報の概要	・ 広報を実施する手法や媒体、場所、時期、期間、費用等の概要について、具体的かつ客観的な根拠や考え方を示した上で提案すること。
過去実績	・ 上記広報について、過去に実施した同種の実績がある場合は、その内容のほか、効果が分かるものがあれば提示すること。 ただし、過年度の大阪 I R 広報企画運営業務に関するものは除くものとする。

(2) 効果測定

- 2. (1) の各業務を実施したことによる効果について、測定・分析を行い、報告書を提出すること。
- 2. (1) の各業務を実施したことによる効果が経年的に把握できるよう、測定項目や設問内容等の設定にあたっては、十分に協議した上で、発注者の指示に従うこと。
- 効果測定については、2. (1) の広報業務の実施前・実施中・実施後の各時点（計3回、各時期は発注者が別途指示するものとする。）で行い、毎回その結果を速やかに分析した上で、発注者に報告すること。
- 効果測定の結果については、2. (3) の広報支援業務において活用することを前提に分析すること。
- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
効果測定や分析の方法	・ これまでの効果測定の結果も踏まえ、効果的かつ効率的な効果測定の方法やその結果の分析手法について、具体的かつ客観的な根拠や考え方を示した上で提案すること。

(3) 広報支援業務

① 広報メニュー案の作成

- 次年度（令和9年度）における効果的な広報内容について、これまでの広報実績や効果測定の結果、類似事例等を踏まえ、具体的な広報メニュー案を作成し、7月頃を目途に提出すること。
- 広報メニュー案の作成にあたっては、受注者が作成した素案をもとに、発注者と十分に協議した上で、以下の内容を整理し、端的に記載すること。
 - ・ I R 開業までの広報に関するロードマップ案

- ・現状の広報に関する課題や改善提案
- ・次年度における効果的な広報手法（いつ、どこで、誰をメインターゲットに、何を、どのように行うべきか）及び発注者が別途指示する広報手法
- ・各広報の実施にかかる費用の見込み（積算根拠を含む。）や各広報により期待できる効果等
- ・各広報が最も効果的に実施できると考えられる年間スケジュール案

② 広報内容の検討支援

- 本業務の履行期間を通じて、発注者による広報内容の検討や実施にあたり必要となる助言や情報提供等の支援を、2.（2）の効果測定の結果等を踏まえた上で、適宜実施すること。
- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
実施方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者による広報内容の検討や実施にあたって、どのような方法や手順で支援するのか、フロー図等を用いるなど、イメージしやすく明瞭な提案を行うこと。
過去実績	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に実施した同種の実績がある場合は、その内容のほか、効果が分かるものがあれば提示すること。 <p>ただし、過年度の大阪 I R 広報企画運営業務に関するものは除くものとする。</p>

（4）業務実施体制

- 本業務を確実に効果的に実施するために必要な人員体制（緊急時の連絡体制も含む。）を適切に確保すること。
- 各業務担当者への指導・助言・マネジメント等を行う業務責任者を配置し、本業務の契約締結後、速やかに発注者に届け出ること。
また、当該業務責任者は、本業務全体のスケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや守秘義務の遵守、個人情報の保護、サイバーセキュリティの確保に関する管理を適切に行うこと。
- 本業務の契約締結後、本仕様書及び提案書に基づき、業務実施計画書を作成し、発注者に提出すること。
なお、業務実施計画書の作成にあたっては、発注者と適宜協議や打合せを行うなど、実施する業務内容の調整等を行うこと。
- 本業務の実施にあたっては、必要に応じて協議や打合せなどを行うこととし、その内容を踏まえ、発注者が求めた場合は、概要をとりまとめたものを提出すること。
- 本業務において作成したすべての広報物等の著作権や肖像権等の権利許諾については、受注者において適切に処理した上で、その状況を発注者に適宜報告すること。

- 各広報物の作成にあたっては、「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/hyougen.html>)、「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/shikikaku/index.html>)等の内容を確認し、遵守すること。
- 提案にあたっては、以下の内容を踏まえること。

提案事項	提案を求める内容
各業務の実施体制・遂行能力	・ 2. (1)～(3)の各業務の実施体制について、それぞれの業務遂行能力が分かる内容(専門的なノウハウを有するスタッフの配置等)や緊急時の連絡体制も含め提示すること。
各業務の実施スケジュール案	・ 2. (1)～(3)の各業務について、他の大型イベント等の広告展開時期も踏まえ、最も効果的かつ効率的であると考えられる実施スケジュール案を提示すること。
各業務にかかる費用の見込み	・ 2. (1)～(3)の各業務について、応募金額提案書(様式3)により、かかる費用の見込みとその総額を記載した積算内訳を提示すること。

3. 成果品の提出等

本業務の終了後、令和9年3月31日(水曜日)までに発注者に、以下の成果品を提出すること。

なお、本業務において作成した広報物等の著作権や肖像権等については、その納品をもって発注者に帰属するものとする。

(1) 業務実施報告書

① 報告内容

- ・ 2. (1)～(3)の各業務において、作成したすべての広報物等、実施した各広報等の内容や結果、実施状況が分かる写真等の画像をとりまとめたもの。
- ・ 成果品の提出後、不備等が発見された場合は、受注者の責任において訂正すること。

② 提出方法

- ・ 印刷部数：2部(原本1部、副本1部)
※A4版、縦向き、横書き、左綴じ、両面フルカラー印刷したもの。
- ・ 上記データ一式を発注者が再編集可能な状態でCD-R等に格納したもの。

(2) 広報物等のデータ

本業務において作成したすべての広報物等(効果測定の結果や広報メニュー案等を含む。)のデータを、CD-R等に格納した上で納品すること。

4. その他

(1) 守秘義務について

- 本業務を遂行する上で知り得た情報については、本業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

- 上記の守秘義務については、業務終了後も当該業務に従事していたすべての従事者に遵守させること。
また、契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

(2) 契約不適合責任について

- 引き渡された成果品が、種類、品質又は数量に関して、本業務の契約内容に適合しない場合、受注者は、民法第562条第1項ただし書にかかわらず、発注者の指示のもと履行の追完を行うこと。

(3) 個人情報の取扱いについて

- 本業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受注者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
また、本業務完了後、受注者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受注者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。
- 受注者は、本業務の実施にあたり収集する個人情報及び法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し、同意を得ること。
- 本業務の実施にあたり収集した個人情報や法人情報については、受注者に帰属するものとし、発注者の指示に従い、提供を行うこと。
- 本業務の契約を締結する際、受注者は、個人情報保護の観点から、誓約書（別途提示）を提出すること。

(4) 著作物の譲渡等について

- 本業務における成果品の作成に必要となる大阪 I R のイメージパス（I R 事業者の著作物）の画像データについては、本業務の契約締結後に発注者を通じて提供されることとなるが、この他に必要となる写真やイラスト等の画像、動画、音源等の素材については、すべて受注者において作成・購入等することとし、当該画像、動画、音源等に関する著作権や肖像権等の権利許諾について適切に処理した上で、各広報物の校了前に当該処理状況を報告すること。
- 本業務において作成したすべての成果品の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権については、各成果品の納品をもって発注者に譲渡すること。
また、各成果品については、その納品をもって発注者に帰属するものとし、あらゆる手段や媒体等において期間の制限なく無償で使用（放映、配信、掲載等）できるものとする。
- 著作権を譲渡した成果品について、発注者又は発注者が指定する第三者に対し、著作人格権を行使しないこと。
ただし、当該成果品に本業務の契約締結前から受注者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム（無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。）の著作権については、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。
- 本業務により作成するすべての成果品において、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合は、著作権や肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して、費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うこと。
- 本業務にかかるすべての成果品の作成においては、生成 A I の使用を禁止するとともに

に、生成AIにより作成された画像、動画、音源等の使用も認めないものとする。
また、発注者から提供された大阪IRのイメージパス（IR事業者の著作物）の画像データのほか、各広報物の掲載内容や効果測定データの非公開情報を、生成AI等にアップロードすることは禁止する。

- 本仕様書に基づくすべての業務に関して、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- 各広報物の作成にあたっては、「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/danjo/hyougen.html>)、「色覚障がいのある人に配慮した色使いのガイドライン」(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070050/koho/shikikaku/index.html>)等の内容を確認し、遵守すること。

(5) その他留意事項について

- 本プロポーザルは、受注予定者の選定を目的に実施するものであり、本業務の契約内容については、本仕様書及び提案書に基づき、発注者と協議した上で決定する。
ただし、提案内容（本業務の実施にかかる費用を含む。）については、受注者において実現を約束したものとみなす。
- 本業務の実施にあたっては、職業安定法等の労働関係法令に違反しないこと。
- 原則、本業務の一部又は全部を、他の法人等に再委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、専門性等から一部を受注者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合において、発注者の承諾を得たときは、この限りでない。
- 本業務の実施にあたっては、広報等の内容に変更・差替えなどが生じた場合も柔軟に対応することとし、発注者が求める事項については、最大限実現できるよう努めること。
- やむをえない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議を行い、承諾を得ること。
また、本業務の契約内容に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、指示に従うこと。
- 受注者の責めに帰す事由により損害を生じさせた場合（第三者に及ぼした損害を含む。）は、受注者において責任をもって対応するとともに、その損害により生じた費用を負担すること。
- 本業務の実施にあたって、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議を行い、指示に従うこと。